

(別添)

人事院規則1—38(人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用)の一部を改正する人事院規則案の概要に対して提出された御意見と人事院の考え方

御意見の概要	人事院の考え方
<p>改正趣旨1について「政府認証基盤の官職証明書に基づく電子署名の利用が可能であることを明確化」するとのことだが、これは「明確化」するだけであって、人事院の解釈としては、これまでも法令上、人事院関係法令に基づく行政手続において政府認証基盤の官職証明書に基づく電子署名を利用することは可能であったと考えているということか。</p>	<p>貴見解のとおりです。</p>
<p>改正趣旨1「また」以下について、立会人型電子署名を利用する場合に限って電子証明書の添付を不要とするよう規定すべきである。従来の当事者型電子署名においては、引き続き電子証明書の添付を求めるべきである。</p>	<p>改正前は、行政機関等が処分通知等に電子証明書を添付する必要がありましたが、今回の改正は、行政機関等だけではなく、立会人型電子署名事業者が電子証明書を添付することも認めることで、立会人型電子署名の利用を可能とするものです。</p> <p>行政機関等が当事者型電子署名を利用する場合は、引き続き、行政機関等が電子証明書を添付することとなります。</p>
<p>改正趣旨2について、クラウドサービスを使用する際には、特に安全性についての配慮を行うような規定とされたい。人事院規則において、明示的にその記載を行うようにされたい。</p>	<p>政府機関等がクラウドサービスを使用する際の安全性への配慮については、既に「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」において、原則、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)として第三者(登録監査法人)が監査するプロセスを経て、登録されたクラウド事業者から選定することなどが求められており、それに従い適切に対処しているため、人事院規則への記載は不要と考えております。</p>